

平成15年9月府議会定例会

請 願 文 書 表

平成15年9月定例会請願書受理一覧表

調査課

| 付託委員会名 | 件数 | 備考（分割したもの） |
|-----------|-----|------------|
| 総務常任委員会 | 283 | 1 |
| 厚生労働常任委員会 | 11 | 1 |
| 文教常任委員会 | — | — |
| 農林商工常任委員会 | — | — |
| 建設常任委員会 | — | — |
| 警察常任委員会 | 1 | — |
| 計 | 295 | 1（延べ2件） |

| | | | | | |
|------|---|----------|-------------|------------------|---------|
| 受理番号 | 第 15～33 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 総務常任委員会 |
| 請願者 | 安保破棄・諸要求貫徹京都実行委員会 代表委員 大 平 勲 | 紹介 議員 | | 新 井 進 加味根 史 朗 | |
| 件 名 | 自衛隊のイラク派兵に反対することに関する請願 ほか18件 | | | | |
| 要 旨 | <p>政府・与党は、テロ「特措法」延長法案の早期成立をねらい、同時に自衛隊の派兵を年内にも強行するため、イラクへ調査団を派遣し、「国民保護法制」など有事法制具体化の準備も進めている。</p> <p>しかし、この間の世界の動きとイラクの現実、小泉内閣のアメリカ言いなりの「自衛隊の海外派兵」路線が完全に破たんしていることを示している。テロ「特措法」延長は、武力でテロは根絶できないことが明らかとなり、イラク戦争に参戦する米艦への給油など自衛隊が法律を逸脱した行為を行ってきたことから、絶対に許されない。</p> <p>平和を求める世界の大きな流れに合流するのか、アメリカの無法な戦争に協力する道を更に突き進むのか、重大な選択が問われている。</p> <p>京都府民は、戦争ではなく平和を求め、アメリカの武力行使と軍事占領に反対し、自衛隊の派兵が更に重大な結果を招く危険性に憂慮している。</p> <p>現在、舞鶴からインド洋に派遣されている自衛隊が、イラク派兵法の下に移行される事態も想定される中、それらを容認するのか否か、京都府議会の態度も問われている。</p> <p>私たちは、アメリカのイラク占領に反対し、国連の枠組みでのイラクの復興と平和的解決を願い、舞鶴海上自衛隊指揮艦「はるな」の即時帰還を要求し、自衛隊のイラク派兵に反対するものである。</p> <p>ついては、次の事項を請願する。</p> <p>1 自衛隊のイラク派兵に反対して、国に意見書を提出すること。</p> | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|------|---|----------|-------------|-------------------------------|---------|
| 受理番号 | 第 34の1 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 総務常任委員会 |
| 請願者 | 京都の保健所・公衆衛生を充実させる会 代表 門脇 一郎 ほか11,064人 | 紹介 議員 | | 光 永 敦 彦 加味根 史 朗 西 脇 郁 子 | |
| 件 名 | 府民の健康が平等に守られるよう12保健所の存続と充実を求めることに関する請願 | | | | |
| 要 旨 | 京都府は、来年春に現在12ある保健所を7か所1支所に統廃合する意向を発表した。 「健康に暮らしたい、元気に年を取りたい」。これは府民みんなの願いである。保健所はこの願いにこたえ、赤ちゃんからお年寄りまで、府民生活と健康を支える仕事をしてきた。 今、SARSやO157など新しい感染症や食の安全、廃棄物の不法投棄や野焼きなど、命と健康、安全・安心な暮らしが脅かされている。地域における公衆衛生の専門機関として、保健所の役割はますます大切になっている。 ついては、京都府のどこに住んでいても、命と健康、安全・安心な暮らしが守られ、同じサービスが受けられるように、次の事項について請願する。 1 京都府の12保健所を存続させること。 | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|--|-----------|-------------|-------------------------------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 35 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 京都府精神障害者家族会 松のみどり会 会長 萩原 顕士 ほか1,576人 | | 紹 介 議 員 | 光 永 敦 彦 加味根 史 朗 西 脇 郁 子 | |
| 件 名 | 宮津保健所の存続・充実に関する請願 | | | | |
| 要 旨 | <p>京都府は、来年春に宮津保健所を廃止し、峰山保健所に統合する計画を発表した。</p> <p>「健康に暮らしたい。元気に年を取りたい。」。これは府民みんなの願いである。保健所はこの願いにこたえ、赤ちゃんからお年寄りまで、府民生活と健康を支えるいろいろな仕事をしてきた。</p> <p>今、SARSやO157、BSEなど新たな感染症や食の安全など健康不安が増大する下、子どもの検診や栄養指導などの業務が市町村に委譲されたとはいえ、地域における公衆衛生の専門機関としての保健所の役割はますます重要である。</p> <p>特に、国際的な観光拠点である天橋立を有するこの地域には多くの観光客が訪れ、感染症対策に迅速・的確に対応できる保健所があることが地域の大きな安全・安心である。</p> <p>ついては、府民の疾病予防と健康増進、安全・快適な生活環境条件確保のため、「宮津保健所の存続・充実」の決議を上げられるよう請願する。</p> | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|---|-----------|-------------|-------------------------------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 36 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 大 崎 徹 ほか7,560人 | | 紹 介 議 員 | 加味根 史 朗 光 永 敦 彦 西 脇 郁 子 | |
| 件 名 | 府民に身近で役にたつよう田辺保健所・田辺振興局の存続を求めることに関する請願 | | | | |
| 要 旨 | <p>京都府は、来年春に現在12ある保健所や地方振興局を統廃合する計画を発表している。</p> <p>計画では、現在、京田辺市にある田辺保健所と田辺地方振興局は廃止され、両機関とも宇治市内に移る。保健所は、SARS(新型肺炎)やO-157など新しい感染症や食の安全、難病申請・相談、廃棄物の不法投棄・野焼き対策など地域における公衆衛生の専門機関として、赤ちゃんからお年寄りまで、府民生活と健康を支える仕事をしており、毎日多くの方が利用されている。振興局も、融資や税金の相談、不法投棄対策機動班及び治山事業など、幅広く暮らしを守る仕事を行っている。住民にとっては保健所や振興局の担当地域が広がると、利用しにくくなり、身近な住民サービスが低下してしまう。</p> <p>ついでには、京田辺市議会や八幡市議会では、全会一致で統廃合に「異議有り」と意見書が採択されており、引き続き、京田辺市内で両機関を存続させ、これまでと同じ行政サービスが受けられるよう次の事項について請願する。</p> <p>1 京都府田辺保健所・振興局を存続させ充実させること。</p> | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|------|---|----------|-------------|-----------------------|---------|
| 受理番号 | 第 37 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 総務常任委員会 |
| 請願者 | 京都府保険医協会 理事長 木村敏之 | 紹介 議員 | | 光永敦彦 加味根史朗 西脇郁子 | |
| 件名 | 宮津・綾部・亀岡・周山・田辺保健所の存続に関する請願 | | | | |
| 要旨 | <p>京都府は、9月25日開会の9月定例府議会に保健所及び地方振興局等の再編を図るための京都府行政機関設置条例改正案を提出し、山田啓二知事が趣旨説明を行った。同改正案によると、府内12箇所の保健所は7箇所へと大幅に削減・統廃合されることになり、府民の命と健康並びに安全・安心な暮らしの確保に重大な影響が及ぶものと危ぐする。</p> <p>保健所は、憲法第25条が国民すべてに保障する“健康で安心・安全な暮らし”を地域の第一線において実現するために設けられた唯一の専門的技術的な行政機関であり、今日的には続発する各種の健康危機問題から府民と地域社会を守るという重大な社会的使命を負っているものと考えらる。</p> <p>京都府保険医協会は、開業保険医を中心とする第一線医療の担い手の団体であり、会員医師は患者・国民と医療従事者がともに喜べる健康・医療・社会保障・福祉の充実した社会づくりを目指し、府内の各保健所をはじめ、各市町村の保健センター等とも、各種保健事業への協力、共同などを通じて緊密に連携し、活動してきている。当協会の活動目的・理念と保健所・市町村保健センターの行政理念は広く重なり合っており、双方が一致協力して事に当たれるようにするためには、保健所は府民の暮らしの身近に配置され、各開業医等との連携が密に図れることが必要であり、そのためにも現行の保健所体制の堅持が望まれる。</p> <p>については、保健所に課せられた公的責務である疾病予防と健康増進の施策とともに、安全で快適な暮らしの環境の保持・増進の施策が府民一人ひとりに差別なく平等に保障されるよう、次の事項について請願する。</p> <p>1 宮津・綾部・亀岡・周山・田辺の各保健所の存続を図ること。</p> | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|--|------------|----------------------------------|-----------|---------------|
| 受 理 番 号 | 第 4 5 号 | 受 理 年 月 日 | 平成 1 5 年 1 0 月 1 日 | 付 託 委 員 会 | 総 務 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 亀岡保健所・土木事務所・農業改良普及センター の存続をもとめる会 亀岡地方労働組合協議会議長 平 田 敬 一 ほか2,064人 | 紹 介 議 員 | 加味根 史 朗 久 守 一 敏 光 永 敦 彦 松 尾 孝 | | |
| 件 名 | 亀岡保健所・土木事務所・農業改良普及センターの存続に関する請願 | | | | |
| 要 旨 | <p>京都府が進めようとしている「地方振興局等の再編」で、亀岡市では、保健所・土木事務所・農業改良普及センターを廃止し、園部町に移転するとしている。</p> <p>保健所はSARS(新型肺炎)、O-157など新しい感染症や食の安全、難病申請・相談、廃棄物の不法投棄・野焼き対策など住民の暮らしと健康を支える大切な仕事をしており、毎日多くの方が利用されている。また、土木事務所は、防災対策や不法投棄対策、道路や河川の整備、桂川治水事業など住民の安全にとって、なくてはならない機関であり、農業改良普及センターは農業振興に大きな役割を發揮している。</p> <p>以上のことから亀岡市は、議会や自治会などの意見を踏まえ、保健所や土木事務所、農業改良普及センターの機能を存続させる趣旨の意見書を京都府に提出した。</p> <p>ついては、引き続き、3機関を存続させ、これまでと同じ行政サービスが提供されるよう次の事項について請願する。</p> <p>1 亀岡保健所・土木事務所・農業改良普及センターを存続させ充実させること。</p> | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|------|--|----------|------------|----------------|---------|
| 受理番号 | 第46～193号 | 受理年月日 | 平成15年10月1日 | 付託委員会 | 総務常任委員会 |
| 請願者 | 京都内職友の会連合会 代表 丹羽 左都哉 | 紹介 議員 | | 新井 進 加味根 史朗 | |
| 件名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか147件 | | | | |
| 要旨 | <p>深刻な長引く不況の下、医療費の値上げや庶民増税の追い打ちがかけられ、暮らしと営業そして健康の破壊が進み、国民の間では悲痛な声と要求が渦巻いている。</p> <p>こうした状況を無視して、政府税制調査会は、2003年6月、中期答申を発表した。その内容は、消費税の税率を2けたに引き上げることを初めて明記し、更には所得税の各種控除の縮減廃止など庶民への厳しい大増税を押しつける方針を示している。その一方、法人税を基幹税から外す方向を示し、法人税の税率引き下げと大資産家の税負担の軽減を示している。</p> <p>増税の口実には「少子高齢社会を支える税制」としているが、消費税率を5%に引き上げるときも同じことを言って、逆に医療や年金などを大改悪してきた。社会保障のためというようなごまかしはもう通用するものではない。社会保障の費用は「無駄な大型公共事業」、「軍事費の増強」や大銀行救済に湯水のごとく税金を注ぎ込むのをやめ、税金の使い道を変えれば確保できる。</p> <p>今必要なのは、大増税計画で国民につけを回すことで不安を作ることではなく、家計を直接暖め、消費力を高めることである。逆に、消費税率を引き下げることこそ求められるべきである。消費税は、お金持ちには負担が軽く、庶民には重いという最悪の税金である。</p> <p>ましてや、庶民への大増税宣言とも言える答申は、日本経済地域の経済を支える中小企業の営業を根底から成り立たなくする最悪のものである。大増税計画は、ささやかな庶民生活さえも成り立たなくさせるものである。</p> <p>ついては、こうした大増税計画の撤回を求め、次の事項を請願する。</p> <p>1 消費税等の大増税計画撤回を求める意見書を政府に上げること。</p> | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|------------------------------|------------|------------------|------------------|---------------|
| 受 理 番 号 | 第 194~204 号 | 受 理 年 月 日 | 平成 15 年 10 月 1 日 | 付 託 委 員 会 | 総 務 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 農民組合京都府連合会 会長 佐々木 幸 夫 | 紹 介 議 員 | | 松 尾 孝 久 守 一 敏 | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか10件 | | | | |
| 要 旨 | 第 46 号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|------------------------------|------------|-------------|--------------------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 205～216 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 京都母親大会連絡会 代表 中須賀 ツギ子 | 紹 介 議 員 | | 梅 木 紀 秀 光 永 敦 彦 | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか11件 | | | | |
| 要 旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|-----------------------------------|-----------|-------------|--------------------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 217~221 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 全日本国立医療労働組合 京都地区協議会 議長代理 新 井 栄 | | 紹 介 議 員 | 光 永 敦 彦 島 田 敬 子 | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか4件 | | | | |
| 要 旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|-----------------------------|------------|--------------------|-----------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 222~227 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 京都府立高等学校教職員組合 委員長 寺 内 寿 | 紹 介 議 員 | 本 庄 孝 夫 光 永 敦 彦 | | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか5件 | | | | |
| 要 旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|------|----------------------------|----------|-------------|--------------|---------|
| 受理番号 | 第 228~235 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 総務常任委員会 |
| 請願者 | 河原町蛸薬師商店街振興組合 代表理事 西口正博 | 紹介 議員 | | 新井 進 原田 完 | |
| 件名 | 消費税等の増税計画の撤回に関する請願 ほか7件 | | | | |
| 要旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|--------------------------------|------------|-------------|------------------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 236~242 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 京都市個人タクシー事業協同組合 理事長 藤 田 文 廣 | 紹 介 議 員 | | 原 田 完 山 内 佳 子 | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか6件 | | | | |
| 要 旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|--------------------------------|------------|-------------|------------------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 243~246 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 協同組合 京都個人タクシー協会 理事長 中 村 良 三 | 紹 介 議 員 | | 原 田 完 久 守 一 敏 | |
| 件 名 | 消費税等の増税計画の撤回に関する請願 ほか3件 | | | | |
| 要 旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|------------------------------|------------|-------------|------------------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 247~265 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 京都結納儀式協同組合 代表理事 森 田 正 | 紹 介 議 員 | | 原 田 完 加味根 史 朗 | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか18件 | | | | |
| 要 旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|-------------------------------|------------|------------------|------------------|---------------|
| 受 理 番 号 | 第 266、267 号 | 受 理 年 月 日 | 平成 15 年 10 月 1 日 | 付 託 委 員 会 | 総 務 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 三陽事業協同組合 代表理事 中 塚 茂 | 紹 介 議 員 | | 新 井 進 前 窪 義由紀 | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか 1 件 | | | | |
| 要 旨 | 第 46 号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|-------------------------------|------------|--------------------|-----------|---------------|
| 受 理 番 号 | 第 268~274 号 | 受 理 年 月 日 | 平成 15 年 10 月 1 日 | 付 託 委 員 会 | 総 務 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 新日本婦人の会上京支部 代表 森 岡 礼 子 | 紹 介 議 員 | 山 内 佳 子 西 脇 郁 子 | | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか 6 件 | | | | |
| 要 旨 | 第 46 号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|-------------------------------|------------|------------------|-----------|---------------|
| 受 理 番 号 | 第 275~278 号 | 受 理 年 月 日 | 平成 15 年 10 月 1 日 | 付 託 委 員 会 | 総 務 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 城陽生活と健康を守る会 代表 小 林 利 之 | 紹 介 議 員 | 新 井 進 山 内 佳 子 | | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか 3 件 | | | | |
| 要 旨 | 第 46 号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|------|-------------------------------------|----------|---------------|-------|---------|
| 受理番号 | 第 279~287 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 総務常任委員会 |
| 請願者 | 全京都個人タクシー協同組合 個人タクシー旭支部 支部長 河村 忠 | 紹介 議員 | 島田敬子 加味根史朗 | | |
| 件名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか8件 | | | | |
| 要旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|------------------------------|------------|-------------|------------------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 288~299 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 願 者 | 下京料理飲食業組合 理事長 西岡長久 | 紹 介 議 員 | | 新 井 進 西 脇 郁 子 | |
| 件 名 | 消費税等の大増税計画の撤回に関する請願 ほか11件 | | | | |
| 要 旨 | 第46号に同じ | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|---|------------|------------------|------------------|---------------|
| 受 理 番 号 | 第 300~304 号 | 受 理 年 月 日 | 平成 15 年 10 月 1 日 | 付 託 委 員 会 | 総 務 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 全 京 都 建 築 労 働 組 合 上 京 支 部 支 部 長 酒 井 武 教 | 紹 介 議 員 | | 新 井 進 久 守 一 敏 | |
| 件 名 | 消 費 税 等 の 大 増 税 計 画 の 撤 回 に 関 する 請 願 ほ か 4 件 | | | | |
| 要 旨 | 第 46 号 に 同 じ | | | | |

紹 介 共 産
賛 成 共 産 不 採 択

| | | | | | |
|------|--|----------|-------------|--|-----------|
| 受理番号 | 第 11 号 | 受理年月日 | 平成15年 9月30日 | 付託委員会 | 厚生労働常任委員会 |
| 請願者 | 在日外国人「障害者」の年金訴訟を支える会 代表 仲尾 宏 ほか3人 | 紹介 議員 | | 清水 鴻一郎 角 替 豊 西 田 昌 司 上 田 秀 男 北 岡 千はる | |
| 件名 | 在日外国人無年金高齢者及び障害者に対する救済措置に関する請願 | | | | |
| 要旨 | <p>「国民皆年金」と言われて、1959年に国民年金制度が発足したが、国籍条項があり、在日外国人は加入することができなかった。</p> <p>1982年1月1日、難民条約発効に伴い、国籍条項が撤廃され、在日外国人も年金加入の道が開かれたが、その時点で20歳以上の既に障害を有する者と、1986年4月1日に60歳以上の者は年金を受給することができなかった。国民年金制度創設時、小笠原と沖縄の「返還」時に同じ立場にあった日本人、そして「中国残留邦人等」とされた人たちにも、それぞれ経過措置が取られ、年金を受給できるようにしたが、在日外国人に対しては何の措置も講じられないままであった。</p> <p>このような実情の中、地方自治体が、国の「年金制度」の谷間を埋めるために、人道的かつ福祉向上の見地から、在日外国人無年金高齢者・障害者に対して独自の「給付金」を支給する動きが全国的に高まっており、現在、700以上の自治体が独自の「給付金制度」を設けている。それは、本来、国が解決すべき問題ではあるが、地域住民に対する救済措置として講じてきたものである。</p> <p>京都府内でも1998年以降徐々に設けられ、現在、全市と12町で給付金制度が実施されている。近隣の他府県や京都府内の24自治体が「給付金制度」を実施している中、京都府にはまだそのような救済措置がない。</p> <p>私たちは、京都府が在日外国人無年金者の問題に誠実にこたえ、「内なる国際化」、「心の国際化」、「共に生きる」社会を真に実現され、この件について、より積極的な措置を取られるよう切に要望する。</p> <p>ついては、日本が批准した国際人権規約と難民条約の理念である「内外人平等の原則」に基づいて、在日外国人無年金障害者・高齢者に対する社会保障の拡充を図られるよう次の事項を請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在日外国人無年金障害者・高齢者の救済措置を、国会の附帯決議等を踏まえて、速やかに講じるよう国に対して強く働きかけること。 2 国が何らかの措置を講じるまでの間、京都府としても次の措置を講じること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 在日外国人無年金障害者(1982年1月1日時点で20歳以上の既に障害を有する者)に対して、「給付金制度」を設置すること。 (2) 在日外国人無年金高齢者(1986年4月1日時点で60歳以上の者)に対して、「給付金制度」を設置すること。 (3) 京都府内市町村との協力で、この給付金制度の拡充を図ること。 | | | | |

| | | | | | |
|------|--|----------|---|-------|-----------|
| 受理番号 | 第 12 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 厚生労働常任委員会 |
| 請願者 | 社団法人 京都府鍼灸マッサージ師会 会長 足 刈 辰 雄 | 紹介 議員 | 清 水 鴻一郎 角 替 豊 西 田 昌 司 上 田 秀 男 北 岡 千はる | | |
| 件 名 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律ならびに関係法令の遵守に関する請願 | | | | |
| 要 旨 | <p>昨今、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律並びに関係法令を無視した脱法行為が目立ち、関係者はその対策に難渋している。</p> <p>については、次のような理由から、法令の遵守を積極的に推進するために、関係行政機関が多大の努力を払われることを懇請し、関係行政機関を指導の上、正しい法令の運用が図られるよう、しかるべき処置を講ぜられることをお願いする。</p> <p>なお、平成15年2月28日、全国医政関係主管課長会議において、その取締りの徹底を求める指導が行われ、文書が配布されたことを付記する。</p> <p>1 我が国における医師以外の開業権を持つ医療行為者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師であるが、最近、規制緩和の風潮に乗って、無免許・類似の行為を行うものが激増してきた。このことは、国民の医療に対する信用を失墜させると同時に、その健康と疾病予防並びに治療に関して重大な不安を抱かせるものである。</p> <p>2 医療に関する違法・脱法行為者の激増は、医療現場はもちろんのこと、国民福祉の全体にわたって大きな混乱を招くものである。従って、安心して適切な医療を国民が等しく受けられるようにすることは、国並びに地方自治体に課せられた重大な責務である。</p> | | | | |

| | | | | | |
|------|---|-----------|---|-------|-----------|
| 受理番号 | 第 14 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 厚生労働常任委員会 |
| 請願者 | 京都府公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 小 中 晃 司 | 紹介 議 員 | 清 水 鴻一郎 角 替 豊 西 田 昌 司 上 田 秀 男 北 岡 千はる | | |
| 件 名 | 公衆浴場の振興に関する請願 | | | | |
| 要 旨 | <p>公衆浴場は住民の日常生活において欠くことのできない施設として、昭和23年に制定された公衆浴場法をはじめとする関係法令により、住民の利用の機会の確保が図られてきたところであるが、自家風呂の急速な普及など府民のライフスタイルの変化やスーパー銭湯をはじめとする新しい形態の浴場の進出など、公衆浴場をめぐる環境が大きく変化してきており、地域の保健衛生上必要な公衆浴場の存続が危うくなってきている。</p> <p>浴場業界としては、自家風呂の普及による利用者の減少により経営環境が大変厳しい状況にあるが、自家風呂を持たない地域住民にとっては日常生活上必要な施設であり、地域のお年寄りにとっても、触れ合いや憩いの場として利用されている、まちの銭湯をなんとか廃業の危機から回避すべく、精一杯の努力を重ねている。</p> <p>さて、このような中であって、昨今、大きく多彩な風呂をそろえた大型浴場である、いわゆる「スーパー銭湯」が、関西を中心に京都市南部においても続々と進出している。</p> <p>公衆浴場については、競争による料金競争が公衆浴場の衛生水準の劣化を招き、ひいては国民の保健衛生水準に重大な影響を及ぼしかねないことから、公衆浴場法に基づき、各都道府県が定める条例により、配置規制の対象とされる一方、国民に低廉な入浴料金で入浴サービスを提供させるため、物価統制令の下に置かれてきたという歴史的経過があるが、これらスーパー銭湯については、地域の公衆浴場と営業形態が大きく異なるとともに、レジャー施設としての性格を帯びている一方、不特定多数の者の利用に供するための入浴設備を備えており、地域の普通公衆浴場となんら変わりはないにもかかわらず、公衆浴場法ではその位置付けが明確にされていないために、京都府をはじめとする大多数の都道府県の条例においては、健康ランドやヘルスセンターと同様に特殊公衆浴場と位置付けられ、配置規制の対象外とされる一方、物価統制令による料金統制の対象外施設とされている。</p> | | | | |

健康ランドやヘルスセンターなどのように、入浴料金や営業形態が普通公衆浴場と著しく異なるもの、あるいは企業の福利厚生のために設置され、普通公衆浴場と明らかに競合しないものはともかく、スーパー銭湯については、新しい時代に対応し、公衆浴場法をはじめとする関係法令において明確に位置付け、配置規制の在り方や料金の在り方について、抜本的な見直しを行うよう求めるものである。

一方、行政におかれても、地域の公衆浴場の確保のための特別措置法や公衆浴場法などにより、公衆浴場の確保のために御苦心をいただいていることに対し、改めて感謝申し上げます。しかしながら、地域の公衆浴場をめぐる経営環境は一段と厳しく、一層の振興策を講じていただくよう求めるものである。

については、府民の保健衛生水準の維持向上を図るため、次の事項について、政府に意見書を提出されるようお願いする。

- 1 公衆浴場をめぐる社会経済情勢の変化に伴い、配置規制の在り方や入浴料金統制の在り方などについて、公衆浴場法をはじめとする関係法令の抜本的な見直しを行うこと。
- 2 地域の保健衛生水準の維持向上に大きな役割を果たしている公衆浴場の一層の振興策を講じること。

| | | | | | |
|------|--|----------|-------------|-------------------------------|-----------|
| 受理番号 | 第 34の2 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 厚生労働常任委員会 |
| 請願者 | 京都の保健所・公衆衛生を充実させる会 代表 門 脇 一 郎 ほか11,064人 | 紹介 議員 | | 光 永 敦 彦 加味根 史 朗 西 脇 郁 子 | |
| 件 名 | 府民の健康が平等に守られるよう12保健所の存続と充実を求めることに関する請願 | | | | |
| 要 旨 | <p>京都府は、来年春に現在12ある保健所を7か所1支所に統廃合する意向を発表した。</p> <p>「健康に暮らしたい、元気に年を取りたい」。これは府民みんなの願いである。保健所はこの願いにこたえ、赤ちゃんからお年寄りまで、府民生活と健康を支える仕事をしてきた。</p> <p>今、SARSやO157など新しい感染症や食の安全、廃棄物の不法投棄や野焼きなど、命と健康、安全・安心な暮らしが脅かされている。地域における公衆衛生の専門機関として、保健所の役割はますます大切になっている。</p> <p>ついては、京都府のどこに住んでいても、命と健康、安全・安心な暮らしが守られ、同じサービスが受けられるように、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健所の整備・充実と市町村保健センターへの支援を強化すること。 2 感染症対策、食の安全確保や廃棄物など環境保全対策、児童虐待防止とお年寄りを寝たきりにさせない対策などを強化すること。 | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|--|------------|-------------|--------------------|-----------|
| 受 理 番 号 | 第 38～44 号 | 受 理 年 月 日 | 平成15年10月 1日 | 付 託 委 員 会 | 厚生労働常任委員会 |
| 請 願 者 | 新日本婦人の会京都府本部 代表 土 本 芳 子 | 紹 介 議 員 | | 光 永 敦 彦 西 脇 郁 子 | |
| 件 名 | 京都府の乳幼児医療費助成制度を通院も就学前まで無料にすることに関する請願 ほか6件 | | | | |
| 要 旨 | <p>この9月より、子どもの医療費が、入院については小学校就学前まで無料になる。安心して子育てしていく上で、大きな精神的サポートになるものである。しかし、通院の「月額8,000円を超える分を償還払いで補助」というのはあまりにも高い基準であり、これでは該当者は一部にとどまるものと思われる(京都小児科医会の調査では、該当する患者はわずか0.7%ということである)。また、償還払いでは、小さい子どもを抱えた家庭ではなかなか申請しにくいなど、多数の未申請が発生することも懸念される。</p> <p>京都府の制度拡充を受けて、精華町、井手町で通院も就学前まで無料、瑞穂町、和知町では中学校卒業まで無料と、自治体による助成上乘せが進んでいる。</p> <p>子どもが病気の時、お金の心配をしないで医療が受けられることは子育て世代の切実な願いである。</p> <p>については、京都府として更にもう一步踏み出して、乳幼児医療費助成制度を通院も就学前まで無料となるように拡充されるよう請願する。</p> | | | | |

紹介 共産
賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|------|---|-------|-------------|---------------------------------------|---------|
| 受理番号 | 第 13 号 | 受理年月日 | 平成15年10月 1日 | 付託委員会 | 警察常任委員会 |
| 請願者 | 岡田 耕之祐 ほか24人 | | 紹介 議員 | 清水 鴻一郎 角 替 豊 西田 昌司 上田 秀男 北岡 千はる | |
| 件名 | 中京区を管轄する警察署を区内に早期に設置されることに関する請願 | | | | |
| 要旨 | <p>中京区は、昭和4年4月1日に設けられた京都市の行政区で、74年の歴史を有し、人口9万8千人を擁し、面積7.38平方キロメートルで、京都市の中心部に位置する。</p> <p>市の中心部として、事業所数、商業地域面積なども各行政区中で最も多く、全国的にも有名な河原町や新京極、木屋町や先斗町など市内最大の繁華街も抱えており、常住人口に対して昼間人口ははるかに多く、また、夜間のにぎわいも見せている。</p> <p>住民による自治活動は、元学区を単位に23の自治連合会が組織され、特に近年は活発な住民による自治活動を展開している。</p> <p>これらの学区を単位とする自治連合会は、明治初頭期における住民組織である番組を継承するもので、小学校の建設資金調達から運営に至るまでを負担したり、各学校内において戸長役場を運営したり、戦前においては共同組合として行政機関に準じる活動をしてきた歴史的にも由緒ある非常に結束の強い組織である。</p> <p>自治連合会の傘下には、消防団や体育振興会、少年補導委員会などの団体があり、それぞれ学区を中心として、あるいは中京区を単位として活動をしている。</p> <p>このように中京区は、政令指定都市である京都市の中心部に位置し、74年の歴史を有しながら、警察署が区内に設けられたことはなく、周辺行政区内に設置されている「五条」、「堀川」、「中立売」、「西陣」の4警察署が分割して管轄し、住民の自治活動の単位である元学区境界とは異なる道路や鉄道を境として、管轄区域が決定されている現状にある。</p> <p>本年4月21日には、「警察署等のあり方を考える懇話会」が設置され、学識経験者、各界の代表者、自治体関係者が委員として</p> | | | | |

参画され、より安全で安心な地域社会を築くための警察署等の在り方について、熱心に議論を重ねていただいていることに感謝するとともに、その結果に大いに期待しながら成り行きを見守っているところである。

従前は、「検挙に勝る防犯はなし」と言われていたが、懇話会においては「より安全で安心なまちづくりについては、府民を主役で進めていく」を基本理念とし、そのために「行政区と管轄区域の整合」が必要であるとの基本方針が確認されたところである。

さらに、警察庁においても、「緊急治安対策プログラム」を本年8月に発表されている。

住民による安全で安心なまちづくりについては、従来からの保護司会などの更正保護4団体の活動や少年補導委員会、交通安全連絡協議会などの活動に加えて、平成14年2月に「中京区生活安全推進協議会」を発足させ、地域住民はもとより、観光客等の入浴者も含めて、安全で安心なまちづくりのための活動を始めているところである。

しかし、私たち住民が警察署と密接な連携を図ろうとすると、例えば、中京区生活安全推進協議会や中京区交通安全連絡協議会などにあっては4警察署との連携が必要となり、あるいは警察行政に協力する団体の長に中京区以外の行政区の住民が就くなどにより、中京区内に代表者が不在になるなどがあり、更には、2警察署に分断されて管轄されている学区にあっては、1学区に2つの少年補導委員会や防犯推進委員会を設けなければならないなど、住民と警察署との連携における諸般にわたって不都合と混乱をもたらしている。

また、犯罪や事故に関する情報の緊急伝達や事故防止対策の啓発、更には、関係団体間の情報の共有化などに不整合が避けられず、少なからず住民との連携にそごを来している。

今後一層、犯罪の抑止、防犯活動、防犯情報などについて、私たち地域住民と警察とが連携し、安全で安心なまちづくりを進めるためには、警察、行政、地域住民が連携し、一体となって円滑な地域の安全活動に取り組んでいくことが不可欠であり、中京区を管轄区域とする警察署の設置が緊急の課題であることは論を待たないところである。

ついては、行政区域と警察署の管轄区域が一致していることが必要と考えていますので、警察署等のあり方を考える懇話会の基本方針も確認されたところであり、中京区を管轄する警察署を区内に早期に設置されるよう、区内23自治連合会会長の連署をもって、お願いするものである。